

令和3年木造建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

- この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
- この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
- この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
- 問題は、全て五肢択一式です。
- 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
- 解答に当たっての留意事項は、下記の(1)～(3)のとおりです。
 - 適用すべき法令については、令和3年1月1日現在において施行されているものとします。
 - 建築基準法令に定める「構造方法等の認定」、「耐火性能検証法」、「防火区画検証法」、「区画避難安全検証法」、「階避難安全検証法」及び「全館避難安全検証法」の適用については、問題の文章中に特に記述がない場合にあつては考慮しないものとします。
 - 地方公共団体の条例については、考慮しないものとします。
- この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます。
(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 日本の住宅史に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 江戸時代の江戸における町家住宅では、防火対策として、屋根には瓦葺、外壁にはしっくい塗りが用いられた。
2. 奈良時代の貴族の住宅では、柱の根もとを直接地中に埋め込んだ掘立柱が用いられた。
3. 数寄屋造りに茶室建築の特徴が取り入れられて、書院造りとなった。
4. 座敷は、畳が部屋に敷き詰められるようになり、畳敷きの室の名称となった。
5. 欄間は、平安時代の仏堂に見られるようになり、近世には彫刻を施されたものが現れ、その後一般住宅に用いられるようになった。

〔No. 2〕 建築環境工学に関する用語とその単位との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 照度 ————— lx
2. 光度 ————— lm
3. 輝度 ————— cd/m^2
4. 音の強さ ————— W/m^2
5. 着衣量(衣服による断熱性能) ————— clo

〔No. 3〕 空気環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 居室の必要換気量は、一般に、居室内の二酸化炭素濃度の許容値を基準にして算出する。
2. 第2種換気は、室内を正圧に保持できるので、室内への汚染空気の流入を防ぐことができる。
3. 風力換気による空気の流入量は、建築物の内外の圧力差の平方根に比例する。
4. 透湿は、多孔質材料等の壁の両側に水蒸気圧差がある場合、水蒸気圧の高いほうから低いほうへ壁を通して湿気が移動することである。
5. 2室の露点温度が同じ場合、室温が高いほうが相対湿度は高くなる。

〔No. 4〕 伝熱・結露に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 熱容量の大きい建築物では、一般に、熱容量の小さい建築物に比べて、暖房開始後の室温上昇は速い。
2. 冬期において、同一建築物内に暖房室と非暖房室がある場合、一般に、暖房室に比べて非暖房室のほうが、結露が生じやすい。
3. 外壁の外気側の熱伝達率は、その外気側の表面近くの風速が大きくなるほど大きくなる。
4. 建築材料の熱伝導率は、一般に、その密度が大きいものほど大きくなる傾向にある。
5. 壁の熱貫流率は、壁の表面積に影響されない。

〔No. 5〕 光・色彩に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 天窓による採光は、一般に、側窓に比べて、水平面における照度が大きくなる。
2. 面積効果は、同じ色でも面積が大きいほど、明度や彩度が高くなって見える現象である。
3. 昼光率は、全天空照度に対する、室内におけるある点の昼光による照度の割合である。
4. マンセル色相環の対角線上の両端に位置する二つの色は、混ぜると中性色になる。
5. 雲のない快晴の青空の輝度分布は、太陽の周辺が最も高く、天球上で太陽と直角になる位置周辺が最も低くなる。

〔No. 6〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 音の大きさに対する聴覚の感度は、一般に、高音域の音より低音域の音のほうが高い。
2. 残響時間は、室容積に比例する。
3. 重量や剛性のある材料は、一般に、固体伝搬音の防止に有効である。
4. 壁の吸音率の算出における吸音エネルギーは、入射エネルギーから反射エネルギーを差し引いたものである。
5. 室内騒音レベルの許容値は、一般に、「音楽ホール」より「住宅の寝室」のほうが高い。

〔N o. 7〕 気候・気象・地球環境に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 暖房デGREEデーは、その地域の暖かさの指標であり、その数値が大きいほど、暖かい地域であることを表している。
2. ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)は、外皮の断熱性能等の向上や高効率設備、再生可能エネルギーの導入により、室内環境の質を維持しつつ、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスとなる住宅のことである。
3. 風配図において、最も出現頻度の高い風向の風を卓越風と呼ぶ。
4. 大気の温室効果は、地表面からの長波長放射を大気が吸収して再放射すること等により、地表面を温暖に保つ効果のことである。
5. 猛暑日は、日最高気温が35℃以上となる日のことをいい、熱帯夜は、夕方から翌朝までの最低気温が25℃以上となる夜のことをいう。

〔N o. 8〕 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 外部に対してプライバシーを確保するために、コートハウスとした。
2. 日照を確保するために、南北に長い平面形状とした。
3. 動線の合理化・単純化を図るために、水まわりを集約するコア住宅とした。
4. 台所での作業効率を高めるために、隣接してパントリーを設けた。
5. 安全性を確保するために、駐車場の位置は、人と車の動線が交差しないように設けた。

〔N o. 9〕 住宅の外構計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. パーゴラは、つる性の植物を絡ますように造った開放的な洋風のあずまやなどをいう。
2. 濡れ縁は、住宅の外側に設けた雨ざらしの縁側をいう。
3. 犬走りは、住宅の周囲や軒下をコンクリート、タイル、石などで敷き固めた部分をいう。
4. 沓脱ぎ石は、敷地内を歩行するために、表面の平らな石を少しずつ離して並べたものをいう。
5. 雨落ちは、軒先の直下の雨垂れの落ちる部分に設けた溝や砂利敷きをいう。

〔N o. 10〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. テラスハウスは、各住戸が区画された専用の庭をもつ連続住宅である。
2. サービスバルコニーは、ごみ等を一時的に置くことができ、家事作業上有効である。
3. フラット型は、一般に、メゾネット型に比べて、共用廊下の面積を少なくすることができる。
4. コーポラティブハウスは、住宅入居希望者が組合をつくり、協力して企画・設計から入居・管理まで運営していく方式の集合住宅である。
5. 便所及び浴室は、一般に、設備配管の合理化等を考慮し、上下階の住戸で同じ位置に設ける。

〔N o. 11〕 木造住宅に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 見切りは、仕上げの終わる部分や仕上げと他の仕上げの取り合う部分、又はそれらの形状や納まりをいう。
2. 相欠きは、接合する二つの材の材厚の半分ずつを互いに欠き取ること、又は欠き取った状態をいう。
3. 上がり^{がまち}框は、玄関などで床に段差があるとき、高いほうの床の末端に取り付けられる化粧の水平材をいう。
4. ささら桁は、階段の段板を受けるため、上辺に段形の切り込みを入れた、斜めに架ける桁をいう。
5. 方づえは、直交する水平部材同士を補強するための斜材をいう。

〔N o. 12〕 伝統的な木造建築に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 羽重ね張りの天井において、下板の刃口は、室の上手を向くようにする。
2. 数寄屋風の座敷においては、長押を設けないことが多い。
3. 畳寄せは、真壁において、畳と壁の下部との接合部分にできる隙間を埋める細い横木で、壁仕上げの定規としても機能するものである。
4. 散りじゃくりは、塗り壁と柱や額縁との接触部分において、乾燥や収縮により間隙ができるのを防ぐために、木部に設ける溝である。
5. 小舞は、小割の竹や貫材を縦横に組んだもので、一般に、壁の下地に用いられる。

〔N o. 13〕 6人家族(夫婦、子ども2人、高齢夫婦)用の延べ面積160m²程度の2階建ての一戸建て住宅を計画する場合、各室の床面積の配分として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 夫婦と高齢夫婦の寝室(2室分) ————— 26 m²
2. 子どもの個室(2室分) ————— 20 m²
3. 台所(1室分)と食事室(1室分)の合計 ——— 18 m²
4. 洗面所、浴室、便所及び洗濯室の合計 ——— 15 m²
5. 玄関、廊下及び階段の合計 ————— 5 m²

〔N o. 14〕 住宅の一般的な各部寸法として、最も不適当なものは、次のうちどれか。

1. 廊下の手摺の直径を35mmとし、手摺と壁面とのあきを45mmとした。
2. 屋外階段の手摺子の内法間隔を、安全性に配慮して、140mmとした。
3. 引戸(フラッシュ戸)の引手の引き残しを、100mmとした。
4. 洗面所の壁付の鏡(600mm×600mm)の取付け高さは、鏡の下端を床面から1,200mmとした。
5. 大人が使用する食卓用椅子の座面の高さを、床面から400mmとした。

〔No. 15〕 住宅の屋根に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 日本瓦葺の屋根の最小勾配は、一般に、 $\frac{4}{10}$ とする。
2. 厚形スレート葺の屋根の最小勾配は、一般に、 $\frac{3}{10}$ とする。
3. 越屋根は、切妻屋根などの棟の一部に小さな立上りをもった小屋根である。
4. 腰折れ屋根は、勾配が上部と下部で異なり、上部が急勾配、下部が緩勾配の屋根とした形式である。
5. 陸^{ろく}屋根にアスファルト防水を行う場合の屋根の勾配は、一般に、 $\frac{1}{100}$ ～ $\frac{1}{50}$ 程度とする。

〔No. 16〕 高齢者に配慮した、ホームエレベーターを設けていない一戸建て住宅の屋内階段に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 階段の最下段を通路に突き出さないようにした。
2. 階段の蹴込み寸法を 10 mm とした。
3. 階段の勾配を $\frac{7}{6}$ とした。
4. 階段の手摺^{すり}を踏面の先端から高さ 800 mm の位置に設けた。
5. 階段の段鼻を出さない形状にした。

〔No. 17〕 住宅の建具に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 折れ戸は、戸の開く側のスペースが狭い場所に適している。
2. 親子扉は、左右の建具の大きさが異なり、常時は大きいほうを開き、必要に応じて小さいほうも開く。
3. ダッチドアは、一枚の建具が上下に分割され別々に開閉することができる。
4. 額入り障子は、小障子の上げ下げにより景色を眺めたり遮ったりすることができる。
5. 引込み戸は、開口部全体を開放したい場合に適している。

〔No. 18〕 木造住宅の長寿命化に向けた設計・施工に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 基礎に配管スリーブを埋設し、その中に設備配管を通した。
2. 集成材を使用するに当たって、雨がかりや、直射日光を受ける部分を避けた。
3. 間取りの変更を想定し、容易に撤去できる間仕切り壁を設置した。
4. 地面からの高さ1m以内の外壁の軸組に防腐・防蟻措置を施した。
5. 1階の床に床下点検口を設け、その床下を容易に点検できるように、床下空間の有効高さを250mmとした。

〔No. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 電気設備 ————— パワーコンディショナ
2. 排水通気設備 ————— ベントキャップ
3. ガス設備 ————— ヒューズコック
4. 給水設備 ————— フラッシュオーバー
5. 換気設備 ————— ショートサーキット

〔No. 20〕 冷暖房・換気設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 空気熱源ヒートポンプ式のエアコンは、冷媒配管長さや室内機と室外機の設置位置の高低差によって、その能力は変化しない。
2. 放射冷房は、気流や温度むらによる不快感が少なく、設定温度を高くしても、快適な室内環境を得やすい。
3. レンジフードファンのダクトは、金属製を使用し、断熱材による断熱施工が必要である。
4. 気化式加湿器は、一般に、空気のもつ顕熱により水を蒸発させて加湿を行うものである。
5. パネルヒーターなどの放熱器は、一般に、窓面の下に設置するとコールドドラフトの防止に有効である。

〔No. 21〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. シングルレバー式混合水栓における水優先吐水機構は、湯の使用量を削減するために、レバー中央位置でも湯を吐出しないものなどをいう。
2. ヒートポンプ給湯機は、一般に、燃焼式加熱機に比べて一次エネルギーベースで省エネルギー効果がある。
3. 潜熱回収型ガス給湯機は、一般に、ドレン水の排水処理が不要である。
4. 水道直結方式の散水栓ボックス等で、吐水口空間が確保できない場合には、バキュームブレーカ等を設ける必要がある。
5. 上水道より供給される飲料水の水質基準として、給水栓における水には、所定の値以上の残留塩素が含まれていなければならない。

〔No. 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. ガス瞬間式給湯機の能力表示における1号は、流量1 l/minの水の温度を20℃上昇させる能力である。
2. 屋内排水管の最小勾配は、一般に、管径に応じて、 $\frac{1}{50} \sim \frac{1}{200}$ とする。
3. 雨水排水ますには、雨水中に混在する泥などが排水管内に流れ込まないようにするため、150 mm以上の泥だめを設ける。
4. 排水ますの設置位置は、敷地排水管の延長が、その管内径の120倍を超えない範囲に設ける。
5. ウォータハンマの発生を防止するためには、給水管内流速を2.0 m/s程度以下とすることが有効である。

〔No. 23〕 電気・照明・防災設備に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 火災には、普通火災、油火災、電気火災等があり、その種類に応じて適切な消火設備がある。
2. 住宅における電灯・コンセント用の分岐回路には、一般に、50 A回路が用いられる。
3. 住宅の電気供給方式は、一般に、単相3線式100 V/200 Vが用いられる。
4. 照明器具の選定において、蛍光灯やLED光源を採用する場合は、色温度を選択することができる。
5. 同一の電線管内に収める電線本数が増えると、電線の許容電流は低減する。

〔No. 24〕 建築設備の配管に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 飲料用貯水槽などの間接排水における排水口空間の最小値は、150 mmとする。
2. 上水と井戸水を併用して給水している住宅において、上水配管と井水配管を接続することはクロスコネクションに該当しない。
3. 通気管の末端は、建築物の張出し下部に開口してはならない。
4. 排水管の二重トラップは、破封が生じたり、排水の流れに悪影響を及ぼしたりするので、禁止されている。
5. 通気管の末端を窓等の開口部付近に設ける場合には、開口部の上端から60 cm以上立ち上げるか、開口部から水平に3 m以上離す。

〔No. 25〕 建築物の省エネルギーに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. アクティブシステムとパッシブシステムを併用すると、より高い省エネルギー効果を得ることができる。
2. 地中熱の利用は太陽熱の利用と比べて、年間を通じて安定した省エネルギー効果を得ることができる。
3. タスク・アンビエント空調方式は、作業域と室内全体の空調を分け、作業域に居住者がいない場合、作業域の空調を停止するなど、省エネルギー上有効な空調方式である。
4. 全熱交換器は、家庭用燃料電池や、発電時の排熱を利用するものである。
5. HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)とは、住宅内の家電機器、給湯機器や発電設備等をネットワークでつなぎ、設備等の制御やエネルギーの可視化を行う技術である。

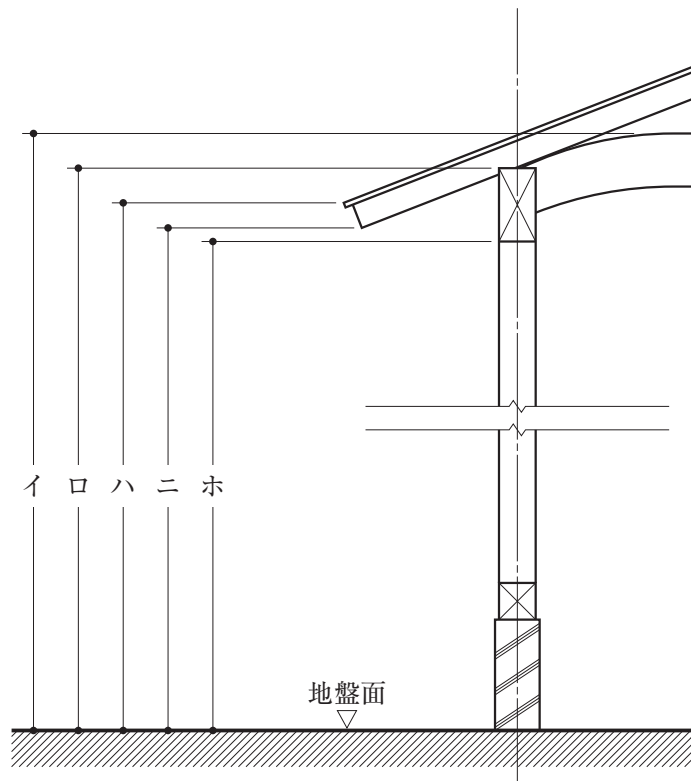
学科Ⅱ（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 店舗の売場は、「居室」である。
2. 建築物に設ける合併処理浄化槽は、「建築設備」である。
3. 住宅の屋内階段は、「構造耐力上主要な部分」である。
4. 2階建て住宅の1階において、前面道路の道路中心線から3mの距離にある部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」である。
5. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「準防火性能」という。

〔No. 2〕 図のような建築物の軒の高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。

1. イ
2. ロ
3. ハ
4. ニ
5. ホ



〔No. 3〕 木造建築物に関する次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、建築物の高さは、いずれも9m以下とする。

1. 平家建て、延べ面積220㎡の飲食店から演芸場への用途の変更
2. 平家建て、延べ面積250㎡の診療所(患者の収容施設がないもの)の新築
3. 2階建て、延べ面積200㎡の共同住宅の新築
4. 2階建て、延べ面積220㎡の一戸建て住宅の新築
5. 2階建て、延べ面積250㎡の寄宿舎から事務所への用途の変更

〔No. 4〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、都道府県知事が指定する確認が不要な区域ではないものとし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。また、指定確認検査機関による確認又は検査の引受けは考慮しないものとする。

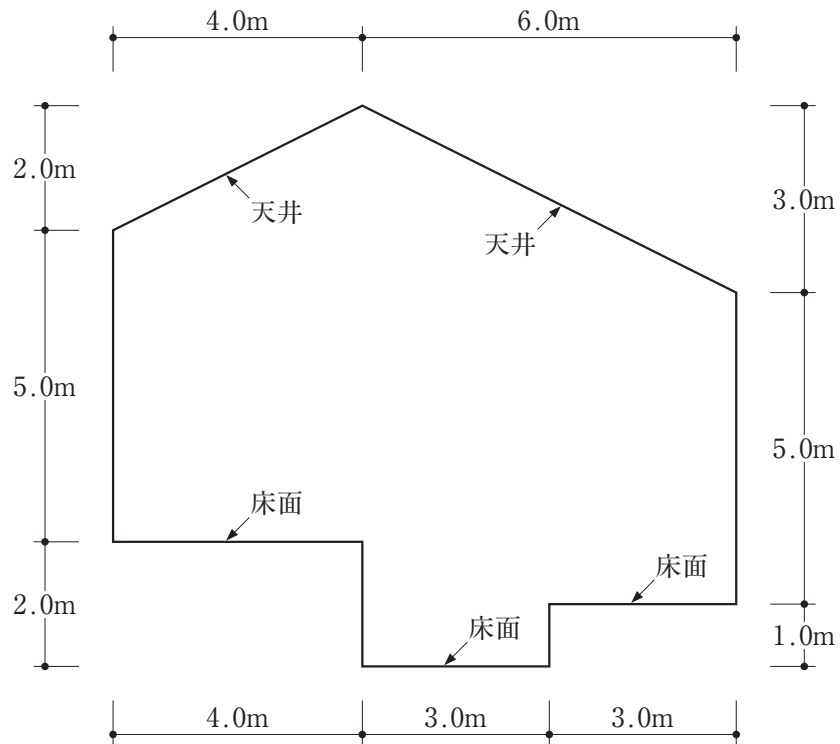
1. 完了検査申請書は、原則として、工事が完了した日から4日以内に到達するように、建築主が建築主事に提出する。
2. 建築主は、床面積の合計が10㎡を超える建築物を建築しようとする場合、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 工事施工者は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事をする場合には、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
4. 都市計画区域内において、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法によらないで築造する建築基準法施行令で定める基準に適合する幅員4mの道は、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けなければならない。
5. 消防法に基づく住宅用防災機器の設置の規定については、建築基準関係規定として、建築主事による確認審査等の対象となる。

〔No. 5〕 木造2階建て、延べ面積150㎡の一戸建て住宅に設ける1階から2階に通ずる屋内階段(直階段)に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める構造方法は考慮しないものとする。

1. 階段の高さが4mであったので、踊場を設けなかった。
2. 階段の蹴上げの寸法を21cm、踏面の寸法を24cmとした。
3. 階段の両側に側壁を設ける代わりに、手すりを設けた。
4. 高さ1m以下の階段の部分には、手すりを設けなかった。
5. 幅80cmの階段の両側に、それぞれ幅13cmの手すりを設けた。

〔No. 6〕 張り間方向に図のような断面(桁行方向には同一とする。)を有する居室の天井の高さを算定する場合、建築基準法上、その高さとして、正しいものは、次のうちどれか。

1. 6.60 m
2. 6.75 m
3. 7.20 m
4. 7.80 m
5. 13.20 m



〔No. 7〕 居室の採光に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った照明設備の設置や有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置は講じられていないものとする。

1. 老人福祉施設における床面積 30 m²の食堂に、採光に有効な部分の面積 5 m²の窓を設置した。
2. 病院における床面積 50 m²の入院患者用の娯楽室に、採光に有効な部分の面積 5 m²の窓を設置した。
3. 住宅における居室に設ける開口部で、公園に面するものについて、採光に有効な部分の面積を算定するに当たって、当該公園に接する隣地境界線は、当該公園の幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなした。
4. 住宅におけるふすまで仕切られた床面積 20 m²と 10 m²の 2 室の居室については、床面積 30 m²の 1 室とみなして、開口部の採光に有効な部分の面積を算定した。
5. 住宅における居室に設置した面積 0.6 m²の天窗については、採光に有効な部分の面積を 2.4 m²とした。

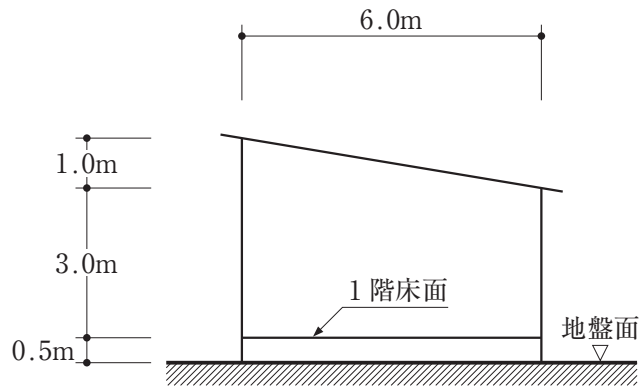
[No. 8] 木造2階建て、延べ面積 150 m²の一戸建て住宅に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、火を使用する器具は、「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではないものとする。

1. 居室の内装の仕上げにおいて、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するに当たって、当該材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に所定の数値を乗じて得た面積が、当該居室の床面積を超えないようにした。
2. 換気設備を設けるべき調理室において、火を使用する器具の近くに排気フードを有する排気筒を設けたので、その排気フードを不燃材料で造った。
3. 換気設備を設けるべき浴室の給気口は、煙突や換気上有効な排気のための換気扇その他これに類するものを設けなかったので、その上端を浴室の天井の高さの $\frac{1}{2}$ 以下の高さの位置に設けた。
4. 発熱量の合計が7kWの火を使用する器具のみを設けた居間には、換気上有効な開口部を設けたので、換気設備を設けなかった。
5. 納戸には、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その納戸の床面積の $\frac{1}{30}$ とした。

[No. 9] 木造2階建ての建築物(金属板葺き、各階の床面積 65 m²)の2階部分について、「床面積から算定される構造耐力上必要な軸組の最小限の長さ」を計算する場合、「床面積」と「床面積に乗ずる数値」との組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、2階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設けないものとし、建築基準法施行令第88条第2項の規定に基づく「地盤が著しく軟弱な区域」の指定はないものとする。

	床面積	床面積に乗ずる数値
1.	130 m ²	21 cm/m ²
2.	130 m ²	15 cm/m ²
3.	65 m ²	29 cm/m ²
4.	65 m ²	21 cm/m ²
5.	65 m ²	15 cm/m ²

[No. 10] 張り間方向に図のような立面をもつ木造平家建て、延べ面積 100 m²の建築物の桁行方向について、見付面積から算定される構造耐力上必要な軸組の最小限の長さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域ではないものとする。



立面図

	計 算 式	必要な軸組の 最小限の長さ
1.	$\left\{6.0 \times 1.0 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.35) \times 6.0\right\} \times 50$	645 cm
2.	$\left\{6.0 \times 1.0 \times \frac{1}{2} + (3.5 - 1.35) \times 6.0\right\} \times 50$	795 cm
3.	$\left(6.0 \times 1.0 \times \frac{1}{2} + 3.0 \times 6.0\right) \times 50$	1,050 cm
4.	$\left\{6.0 \times 1.0 \times \frac{1}{2} + (3.0 - 1.35) \times 6.0\right\} \times 100$	1,290 cm
5.	$\left\{6.0 \times 1.0 \times \frac{1}{2} + (3.5 - 1.35) \times 6.0\right\} \times 100$	1,590 cm

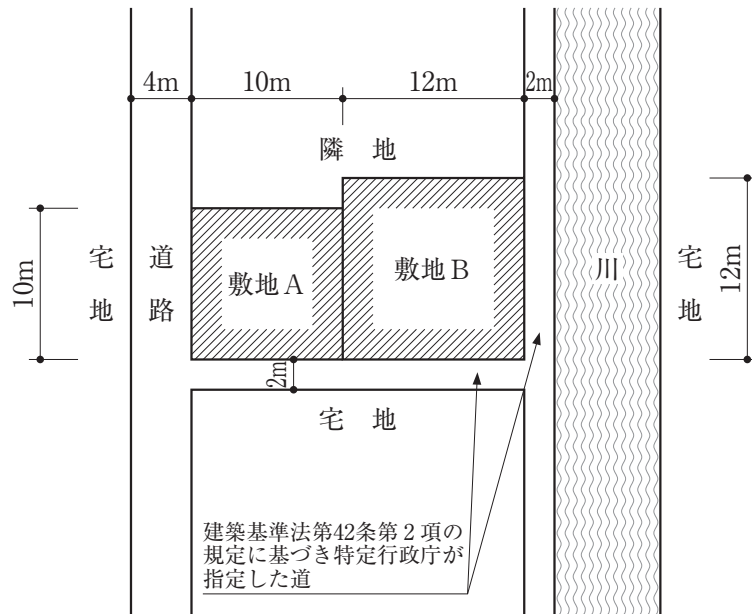
[No. 11] 建築物の防火性能等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、防火地域及び準防火地域の指定はないものとする。また、天井は強化天井ではないものとする。

1. 建築基準法第22条第1項の市街地の区域内に新築する木造平家建て、延べ面積120㎡の一戸建て住宅の外壁は、延焼のおそれのある部分を、準防火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する所定の構造としなければならない。
2. 建築物が建築基準法第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定が適用される。
3. 平家建て、延べ面積140㎡の自動車車庫を新築する場合、耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよい。
4. 2階建て、延べ面積260㎡の倉庫を新築する場合、耐火建築物としなければならない。
5. 木造2階建て、延べ面積150㎡の長屋を新築する場合、各戸の界壁(自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁を除く。)は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

[No. 12] 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、建築基準法第2条第九号の三イ又は口のいずれにも該当しないものとし、主要構造部は、耐火構造でなく、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分はないものとする。

1. 木造平家建て、延べ面積60㎡の事務所内にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受けない。
2. 木造2階建て、延べ面積260㎡の旅館は、内装の制限を受ける。
3. 内装の制限を受ける調理室において、床面からの高さが1.2m以下の壁の部分の仕上げは、内装の制限の対象となる。
4. 木造平家建て、延べ面積30㎡の自動車修理工場は、内装の制限を受ける。
5. 木造平家建て、延べ面積200㎡の店舗を兼ねる住宅における火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受けない。

[No. 13] 都市計画区域内にある図のような敷地A、Bのそれぞれの敷地面積として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	敷地Aの敷地面積	敷地Bの敷地面積
1.	100 m ²	144 m ²
2.	90 m ²	121 m ²
3.	90 m ²	110 m ²
4.	80 m ²	120 m ²
5.	80 m ²	100 m ²

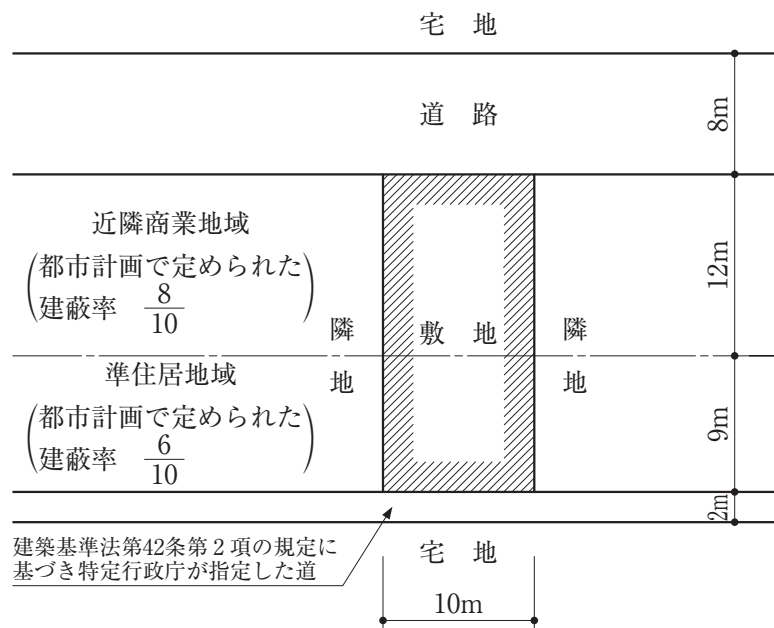
[No. 14] 次の建築物のうち、建築基準法上、**新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内における、2階建て、延べ面積 300 m²の福祉ホーム
2. 第一種低層住居専用地域内における、平家建て、延べ面積 90 m²の美容院兼用住宅(美容院の用途に供する部分の床面積が 50 m²)
3. 第一種中高層住居専用地域内における、2階建て、延べ面積 240 m²の喫茶店兼用住宅(喫茶店の用途に供する部分の床面積が 50 m²)
4. 第一種住居地域内における、2階建て、延べ面積 300 m²の旅館
5. 準工業地域内における、平家建て、延べ面積 200 m²の引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場

[No. 15] 用途地域内の建築物の制限に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

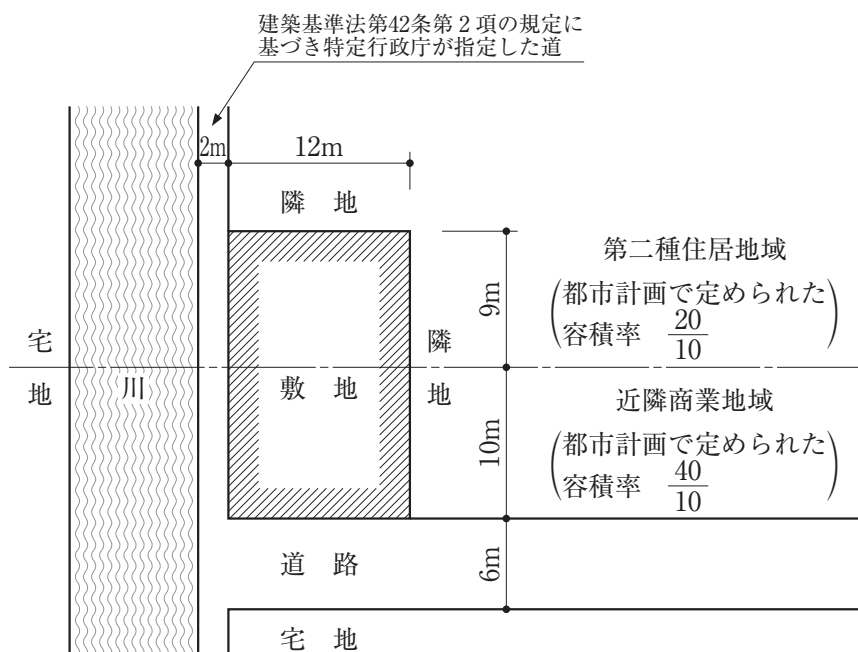
1. 第一種住居地域内においては、作業場の床面積の合計が 60 m²の原動機を使用する工場を新築することができる。
2. 準住居地域内においては、平家建て、延べ面積 200 m²の印刷工場(作業場の床面積の合計が 50 m²で原動機を使用するもの)を新築することができない。
3. 準住居地域内においては、平家建て、延べ面積 300 m²の自動車修理工場(作業場の床面積の合計が 150 m²で原動機を使用するもの)を新築することができる。
4. 田園住居地域内においては、2階建て、延べ面積 300 m²の共同住宅を新築することができる。
5. 田園住居地域内においては、2階建て、延べ面積 300 m²の当該地域で生産された農作物の販売を主たる目的とする店舗を新築することができる。

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の建築面積の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、図に示す範囲に高低差はないものとする。



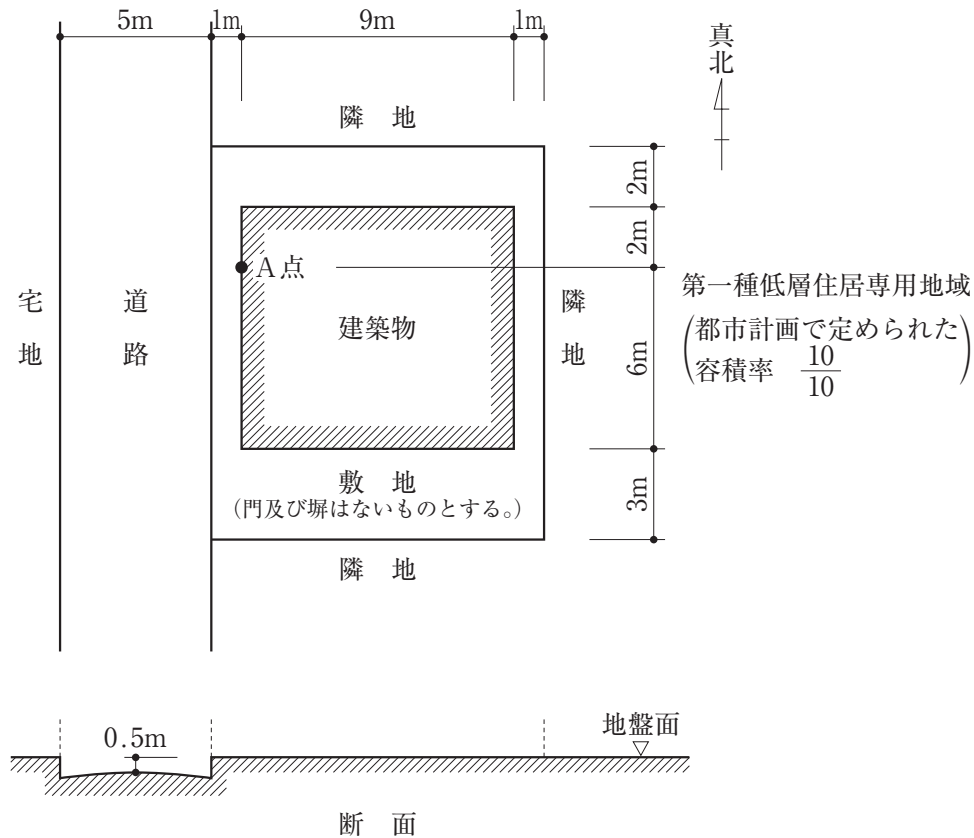
	計算式	建築面積の最高限度
1.	$(12 \times 10) \times \frac{9}{10} + (8 \times 10) \times \frac{7}{10}$	164 m ²
2.	$(12 \times 10) \times \frac{8}{10} + (9 \times 10) \times \frac{6}{10}$	150 m ²
3.	$(12 \times 10) \times \frac{8}{10} + (8 \times 10) \times \frac{6}{10}$	144 m ²
4.	$(20 \times 10) \times \frac{7}{10}$	140 m ²
5.	$(12 \times 10) \times \frac{8}{10} + (7 \times 10) \times \frac{6}{10}$	138 m ²

[No. 17] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、特定道路の影響はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、川を除き、図に示す範囲に高低差はないものとする。



	計算式	延べ面積の最高限度
1.	$(9 \times 10) \times \left(4 \times \frac{4}{10}\right) + (10 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right)$	504 m ²
2.	$(9 \times 10) \times \frac{20}{10} + (10 \times 10) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right)$	540 m ²
3.	$(9 \times 11) \times \frac{20}{10} + (10 \times 11) \times \frac{40}{10}$	638 m ²
4.	$(9 \times 12) \times \frac{20}{10} + (10 \times 12) \times \left(6 \times \frac{6}{10}\right)$	648 m ²
5.	$(9 \times 12) \times \frac{20}{10} + (10 \times 12) \times \frac{40}{10}$	696 m ²

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地及び隣地の相互間に高低差はなく、道路の路面の中心の高さは敷地の地盤面より0.5m低い位置にあるものとし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとする。また、日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率は考慮しないものとする。



	計 算 式	高さの最高限度
1.	$(5 + 1) \times 1.25 - 0.5$	7.00 m
2.	$(1 + 5 + 1) \times 1.25 - 0.5$	8.25 m
3.	$(1 + 5 + 1) \times 1.25$	8.75 m
4.	$(2 + 2) \times 1.25 + 5 - 0.5$	9.50 m
5.	$(2 + 2) \times 1.25 + 5$	10.00 m

〔N o. 19〕 防火地域又は準防火地域に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。

- イ. 防火地域内の高さ1.2 mの看板で建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
 - ロ. 準防火地域内において、外壁が準耐火構造の建築物は、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
 - ハ. 防火地域又は準防火地域内の一戸建て住宅の屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであり、かつ、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
- ニ. 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、建築物の配置にかかわらず、原則として、その全部について、防火地域内の建築物に関する規定が適用される。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

〔N o. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1. 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
- 2. 特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から3月以内の期限を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。
- 3. 木造2階建て、延べ面積250 m²の共同住宅を新築する場合、原則として、完了検査の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該共同住宅を使用することができない。
- 4. 市町村は、地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
- 5. 仮設店舗を新築する場合、特定行政庁による建築の許可を受けた場合であっても、確認済証の交付を受けなければならない。

〔No. 21〕 木造建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 木造建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他のこの法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。
2. 木造建築士は、木造建築士免許証に記載された事項等に変更があったときは、免許を受けた都道府県知事に対し、木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。
3. 木造建築士は、原則として、二級建築士でなければ設計をしてはならない木造の建築物に関する鑑定業務を行うことができる。
4. 木造建築士は、開設者の異なる2か所の木造建築士事務所の管理建築士を兼ねることができる。
5. 都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、木造建築士に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

〔No. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、設計受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、作成する設計図書の種類、報酬の額、支払の時期、契約の解除に関する事項等について、所定の方法により説明をさせなければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告の方法等について、所定の方法により説明をさせなければならない。
3. 建築士事務所の開設者が管理建築士等に重要事項の説明をさせる際には、管理建築士等は、建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。
4. 建築士事務所の管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者とが異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定等について、当該建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。
5. 建築士事務所の管理建築士は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

〔No. 23〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、新築工事等に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為は、「分別解体等」に該当する。
2. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、当該住宅の長期優良住宅建築等計画を作成し、建築主事の認定を申請することができる。
3. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅の建設工事の請負人は、設計された住宅に係る住宅性能評価書を請負契約書に添付した場合においては、原則として、当該設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。
4. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、建築主は、特定建築物以外の建築物で床面積の合計が300 m²のものを新築する場合、原則として、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。
5. 「消防法」上、住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、原則として、市町村条例に定める基準に従い、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置し、及び維持しなければならない。

〔No. 24〕 都市計画施設の区域内における次の行為のうち、都市計画法上、都道府県知事の許可を受けなければならないものはどれか。ただし、いずれの建築物も地階を有さないものとする。

1. 木造2階建ての保育所の大規模の模様替
2. 木造2階建ての店舗併用住宅の大規模の修繕
3. 木造2階建ての老人ホームの改築
4. 木造平家建ての店舗の新築
5. 木造平家建ての診療所の移転

〔N o. 25〕 法律とその目的に含まれる事項との組合せとして、最も不適当なものは、次のうちどれか。

	法 律	目的に含まれる事項
1.	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進
2.	宅地造成等規制法	宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のための必要な規制
3.	建設業法	発注者の保護と建設業の健全な発達の促進
4.	特定住宅 ^{かし} 瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護
5.	文化財保護法	美しく風格のある国土の形成、豊かな生活環境の創造

